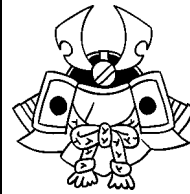


仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp



休刊のお知らせ
次週号は休刊とさせていただきます。
次回は**5月8日(月)**号となります。

◆ 今週のコよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

4/24(月) 先勝

25(火) 友引

26(水) 先負 米韓首脳会談

27(木) 仏滅

28(金) 大安 植田日銀総裁会見

29(土) 赤口 昭和の日

30(日) 先勝 競馬・天皇賞

〓 先週の株と為替 〓

| | 日経平均株価 | 円(対米ドル) |
|---------|-------------|--------------|
| 4/17(月) | 28,515 △ 22 | 134.04 ▼1.83 |
| 18(火) | 28,659 △144 | 134.22 ▼0.18 |
| 19(水) | 28,607 ▼ 52 | 134.73 ▼0.51 |
| 20(木) | 28,658 △ 51 | 134.60 △0.13 |
| 21(金) | 28,564 ▼ 94 | 133.92 △0.68 |

令和5年度改正による贈与制度の見直し

令和5年度税制改正では、贈与に係る課税制度について次のような見直しが行われ、令和6年以後の贈与について適用されます。

◆ 暦年課税における生前贈与加算の見直し

贈与を受けた年ごとに課税（基礎控除110万円）する「暦年課税」について、贈与者が亡くなった際に贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間が見直されます。

現行、被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けた財産は相続財産に加算されますが、この加算期間を相続開始前「7年以内」に拡大します。ただし、延長される4年間（相続開始前3年超7年以内）における贈与については、総額100万円まで相続財産に加算されません。

なお、改正は令和6年以後の贈与に適用されるため、令和9年以後の相続から3年を超える加算期間となります（7年間となるのは令和13年以後）。

◆ 使い勝手がよくなる相続時精算課税

贈与税・相続税を通じた課税を行う「相続時精算課税」は、原則60歳以上の父母・祖父母などから18歳以上の子・孫などに対する贈与の場合に、暦年課税に代えて適用できる制度です（選択した贈与者が亡くなるまで適用されます）。

改正により、本制度を適用した場合でも年110万円まで課税しない基礎控除が設けられ、年110万円以下の贈与は申告不要となります（相続財産に加算されません）。

また、本制度により贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時に課税価格を再計算する見直しが行われます。

■ この記事の詳細は、情報BOX201516

新型コロナ5類移行後はどう変わる？

来月8日から、新型コロナの感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザ等と同じ5類感染症に移行され、以下ようになります。

◎**行動制限**……感染者等への外出自粛要請や就業制限はなくなり、個人や事業者の判断に委ねられます（国は発症の翌日から5日間経過、かつ、症状軽快から24時間経過まで外出自粛を推奨）。

◎**医療費**……検査や治療などの費用は、他の疾患と同じく保険診療となり自己負担が生じます。ただし、新型コロナ治療薬の費用は当面の間、公費負担の対象となり自己負担は生じません。

◎**ワクチン接種**……当面の間、自己負担なしで接種を受けることができます。

★★★ 5月のチェックポイント ★★★

※ゴールデンウィークの休暇日程を取引先等に伝えるとともに先方の日程も確認して、納品や集荷・決済などに支障がないようにします。

※個人住民税特別徴収の納税通知書が届いたら、6月からの徴収に備えて貸金台帳に転記します。

※固定資産税の納税通知書が届いたら、課税内容が適正かチェックして納付期限を確認します。

※自動車税・軽自動車税は4月1日現在の所有者に対して課税されるので、買い換え・廃車等の有無を確認して納税に備えます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和5年度税制改正における贈与制度の見直し

令和5年度税制改正では、相続・贈与に係る税負担を一定にして、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していくため、相続開始前に暦年課税における贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間の見直しや、相続時精算課税の使い勝手をよくするための見直しが行われました。

◆暦年課税における生前贈与の加算期間の見直し

【現行制度の概要】

暦年課税は、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（複数人から贈与を受けた場合や、同じ人から複数回にわたり贈与を受けた場合には、それらの財産価額の合計額）から基礎控除額（110万円）を差し引いた残額を基に贈与税額を計算する制度です。

贈与者が亡くなった際には相続税の計算上、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産の価額を相続財産に加算する必要があります。

【改正のポイント】

- ・暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間について、相続開始前3年以内から相続開始前「7年以内」に延長します。
- ・また、延長された4年間（相続開始前3年超7年以内）において取得した贈与財産は、当該財産の価額の合計額から100万円を控除して相続財産に加算します。
- ・上記の改正は、令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税について適用されるため、令和8年12月以前の相続については加算期間は3年間となります。令和9年1月以後の相続から3年を超える加算期間となり、加算期間が7年間となるのは令和13年1月以後の相続からとなります。

◆相続時精算課税制度の見直し

【現行制度の概要】

相続時精算課税は、贈与の年の1月1日において、60歳以上の父母または祖父母などから18歳以上（令和4年3月31日以前の贈与は20歳以上）の子または孫などに対して財産を贈与した場合において、暦年課税に代えて適用できる制度です。

贈与者ごとに選択することができ、選択した特定贈与者から贈与を受けた財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額（2,500万円）を控除した残額に対して贈与税（一律20%）がかかり、その贈与者が亡くなった場合に贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額の合計を基に計算した相続税額から、既に納めた贈与税相当額を控除することで、贈与税・相続税を通じた納税を行う方式です。

なお、本制度を選択した特定贈与者から贈与を受けた財産は、選択した年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。また、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額が110万円以下であっても、贈与の都度申告が必要となります。

【改正のポイント】

①基礎控除の創設

- ・相続時精算課税に暦年課税の基礎控除110万円とは別途、毎年110万円まで課税しない基礎控除を創設し、本制度適用者が特定贈与者から受けた贈与財産の価額が年間110万円以下の場合には申告が不要となります。
- ・また、特定贈与者が亡くなった場合に相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額は現行、本制度適用後のすべての贈与財産が対象となりますが、改正後は基礎控除110万円を控除した後の贈与財産が加算対象となります。
- ・上記の改正は令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用します。

②土地・建物が災害で被害を受けた場合の再計算の導入

- ・本制度適用者が特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物が災害によって一定以上の被害を受けた場合において、特定贈与者が亡くなった際に相続税の課税価格に加算する当該土地又は建物価額は、贈与時点の評価額ではなく、災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した価額とします。
- ・上記の改正は、令和6年1月1日以後に生じた災害の被害を受けた場合について適用します。